



高松市監査委員告示第34号

監査結果（定期監査・行政監査）に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法第199条第14項の規定により、別紙のとおり公表します。

令和2年11月30日

高松市監査委員	木	田	一	彦
同	鍋	嶋	明	人
同	三	笠	輝	彦
同	橋	本	浩	之

監査結果に基づく 措置通知

(定期監査・行政監査)

(令和2年11月30日)



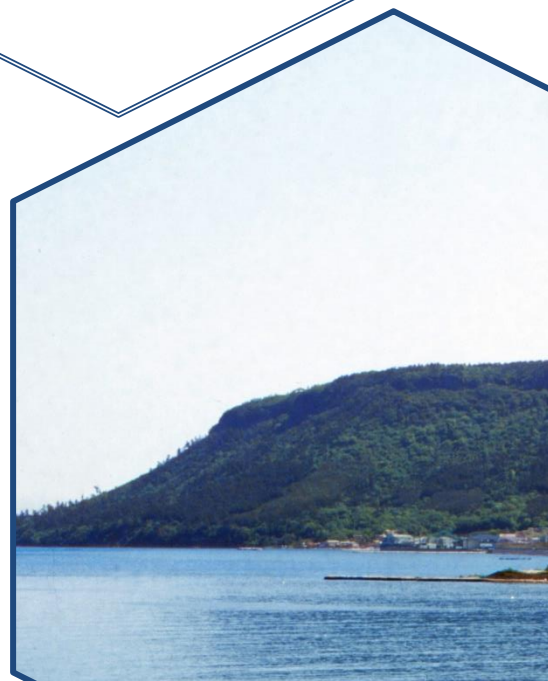
Takamatsu City Audit Commission Secretariat

高松市監査委員事務局

活力にあふれ 創造性豊かな 瀬戸の都・高松

☎ 087-839-2652

✉ kansa@city.takamatsu.lg.jp



監査結果（定期監査・行政監査）に基づく措置通知一覧

R2.11.30

措置通知 No.	監査実施年度	告示日	告示番号 ※	区分 ※	項目	公表文該当ページ	所管課等		措置通知日
1	H29	H29.11.30	第30号	意見 【重点】	盆栽振興に係る補助金等の総合的な見直しについて	P12	創造都市推進局	農林水産課	R2.9.14
2				意見 【重点】	高松盆栽振興事業費補助金に係る補助対象経費の見直しについて	P13			
3	H30	H30.8.31	第22号	指摘	高松市立病院の使用料等の収納業務について	P11	病院局	みんなの病院事務局 医事課	R2.10.30
4				意見 【重点】	行財政改革計画の進行管理について	P9	病院局		
5	R元	R2.2.28	第4号	指摘 【重点】	行政財産の使用許可に当たり、許可期間が1か月以上のものは、「行政財産使用許可台帳」を作成しなければならないところ、作成していないもの	P24	都市整備局	道路整備課 用地室	R2.10.23
6								建築指導課	R2.11.12
7				指摘 【重点】	行政財産の使用許可で、使用料を免除するに当たり、申請者から使用料減免申請書を徴していないもの又は徴していない明確な理由が示されていないもの	P24		道路整備課 用地室	R2.10.23
8	建築指導課	R2.11.12							
9				意見 【重点】	公有財産の財産種別について	P29	道路整備課 用地室	R2.10.23	

※ 告示番号 …… 高松市監査委員告示の番号

※ 指摘 …… 条例や規則等に違反しているか、著しく適切さを欠くと判断したもの。

※ 意見 …… 組織及び運営の合理化の観点から改善が望まれるとしたもの。

※ 【重点】 …… 「平成29年度高松市監査実施計画」、「平成30年度高松市監査実施計画」及び「平成31年度高松市監査実施計画」に掲げた「重点取組事項」に基づき、監査したもの。

《参考》平成29年度高松市監査実施計画（関係部分の抜粋）

2 平成29年度の重点取組事項

(2) 市民目線に立つ行政監査

本市の事務事業が適正に行われているか、これまでの監査実施計画に掲げた観点（※1）にも留意しながら、市民目線に立った行政監査を実施する。

市民目線に立った監査を推進するため、「市民満足度調査」や市民アンケート、事務局職員による現場調査などにより、市政に関する市民のニーズを的確に把握する。

行政監査のテーマについては、市民の関心の高いもの、又は日常生活に密着しているものに着目して選定する。

※1 これまでの監査実施計画に掲げた観点は、次の5点です。

ア 事務事業は市民のニーズに対応しているか。

イ 経済性、効率性及び有効性（いわゆる3E）が確保された事務事業が執行されているか。

ウ 市の発信する情報が、ホームページ等の各種媒体で、適正に提供されているか。

エ 市民に提示した市の取組方針（議会答弁、各種計画、公表文等）が、着実に実行されているか。

オ 市が実施する施策が、ユニバーサルデザインの考え方を踏まえたものとなっているか。

《参考》平成30年度高松市監査実施計画（関係部分の抜粋）

2 平成30年度の重点取組事項

(2) 財産の管理について

地方財政法第8条は、「地方公共団体の財産は、常に良好の状態においてこれを管理し、その所有の目的に応じて最も効率的に、これを運用しなければならない。」と規定している。

本市の財産は、市民の負担に基づき形成されたものであり、地方財政法の規定のとおり、適正に管理するとともに、有効に活用することが求められている。

そこで、平成30年度においては、土地・建物等の公有財産はもとより、物品、債権、基金について、その管理が適正かつ効率的に行われているか、効果的な運用が図られているかなどの観点から定期監査を実施する。

(3) 行財政改革計画の検証について

第7次高松市行財政改革計画（平成28年度～31年度）は、第6次高松市総合計画（平成28年度～35年度）の着実な推進をサポートするとともに新たな行財政改革の方向性を示す計画として位置付けられている。

平成29年度において、行財政改革計画に登載された実施工程（目標値）について、どのような進行管理の下に実施されたのかを検証する監査を実施し、進捗状況に遅れが認められた監査対象局に対しては、監査委員の意見を付してきたが、2年で全局を一巡する監査計画であることから、30年度においても、引き続き、行財政改革計画に登載された事務事業について、その実績や効果を検証する。

《参考》平成31年度高松市監査実施計画（関係部分の抜粋）

2 平成31年度の重点取組事項

(2) 財産の管理について

地方財政法第8条は、「地方自治体の財産は、常に良好の状態においてこれを管理し、その所有の目的に応じて最も効率的に、これを運用しなければならない。」と規定している。

本市の財産は、市民の負担に基づき形成されたものであり、地方財政法の規定のとおり、適正に管理するとともに、有効に活用することが求められている。

平成30年度において、土地・建物等の公有財産を中心に、その管理が適正かつ効率的に行われているか、効果的な運用が図られているかなどの観点から定期監査を実施し、監査対象局に対しては、監査委員の指摘や意見を付してきたが、2年で全局を一巡する監査であることから、平成31年度においても、引き続き同様の監査を実施する。

監査結果（定期監査・行政監査）に基づく措置通知

措置通知No.

No.1

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査対象	平成29年度／創造都市推進局		
告示番号	高松市監査委員告示第30号	告示日	平成29年11月30日
区分	意見【重点】		
意見の項目	盆栽振興に係る補助金等の総合的な見直しについて		
意見の内容	現行の8団体への補助金等を、香川県盆栽生産振興協議会及び高松盆栽輸出振興会に対する補助金等に集約するなど、盆栽振興に係る補助金等の総合的な見直しを検討されたい。		
公表文該当 ページ	P12		
公表文への リンク	https://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/ijohokokai/kansa/kekka/teiki.files/1130z.pdf		

指摘又は意見に対する措置

措置通知日	令和2年9月14日
所管課等	創造都市推進局 農林水産課
措置結果	<p>本件意見については、平成29年度に策定した「高松盆栽の郷」基本構想に基づき、事業目的を盆栽のPR及び輸出振興に特化した内容となるよう「高松盆栽振興事業補助金交付要綱」の改正を行うとともに、「高松盆栽の郷推進事業補助金交付要綱」を策定し、産地育成や生産基盤の整備等、高松盆栽の総合的な推進を図ることを目的とした補助事業を実施するよう改め、事業目的に沿って整理することにより、補助対象を明確にし、重複を解消することで、総合的な見直しを行った。</p>

監査結果（定期監査・行政監査）に基づく措置通知

措置通知No.

No.2

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査対象	平成29年度／創造都市推進局		
告示番号	高松市監査委員告示第30号	告示日	平成29年11月30日
区分	意見【重点】		
意見の項目	高松盆栽振興事業費補助金に係る補助対象経費の見直しについて		
意見の内容	香川県盆栽生産振興協議会に対し、第三者に対する補助等、透明性のある補助対象経費への見直しを働きかけるなど、高松盆栽振興事業費補助金に係る補助対象経費の見直しを検討されたい。		
公表文該当ページ	P13		
公表文へのリンク	https://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/johokokai/kansa/kekka/teiki.files/1130z.pdf		

指摘又は意見に対する措置

措置通知日	令和2年9月14日
所管課等	創造都市推進局 農林水産課
措置結果	本件意見については、平成29年度に策定した「高松盆栽の郷」基本構想に基づき、「高松盆栽振興事業補助金交付要綱」を改正し、事業目的を盆栽のPR及び輸出振興とするとともに、「高松盆栽の郷推進事業補助金交付要綱」を策定し、産地育成や生産基盤の整備等、高松盆栽の総合的な推進を図ることを目的とした補助事業を実施するよう改め、事業目的に沿った内容に整理し、補助対象者及び補助対象経費の見直しを行った。

監査結果（定期監査・行政監査）に基づく措置通知

措置通知No.

No.3

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査対象	平成30年度／病院局		
告示番号	高松市監査委員告示第22号	告示日	平成30年8月31日
区分	指 摘		
指摘の項目	高松市立病院の使用料等の収納業務について		
指摘の内容	<p>高松市立病院使用料等収納業務委託（未収金の回収）の契約事務に当たっては、マニュアルの作成等、局内での未収金回収のルールを明確にした上で、委託する業務内容や回収対象債権を仕様書や上記マニュアル等により詳細に明示するとともに、業者選定方法等についても、複数業者を対象に見積徴取を行う等、適正な事務処理をされたい。</p> <p>また、収納業務の委託実績の分析を行い、未収金の発生抑制対策や回収率の向上、不納欠損処分の促進等に計画的に取り組まれるよう努められたい。</p>		
公表文該当 ページ	P11		
公表文への リンク	https://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/johokokai/kansa/kekka/teiki.files/teiki3008312.pdf		

指摘又は意見に対する措置

措置通知日	令和2年10月30日
所管課等	病院局 みんなの病院事務局医事課
措置結果	<p>本件指摘事項については、平成31年4月に、高松市立みんなの病院における債権管理・回収の事務処理方法を定めた「高松市立みんなの病院債権管理・回収マニュアル」を策定した上で、令和2年度の病院使用料等収納業務委託に係る業者選定については、1者による随意契約によらず、プロポーザル方式で実施した。</p> <p>また、収納業務の委託実績の分析結果等に基づき、消滅時効期間が経過し、かつ、本人死亡などにより事実上回収不可能となった債権について、平成30年度末及び令和元年度末に債権放棄を行った。</p> <p>今後においても、未収金の発生抑制対策や回収率の向上、不納欠損処分の促進等に、計画的に取り組むこととしている。</p>

監査結果（定期監査・行政監査）に基づく措置通知

措置通知No.

No.4

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査対象	平成30年度／病院局		
告示番号	高松市監査委員告示第22号	告示日	平成30年8月31日
区分	意見【重点】		
意見の項目	行財政改革計画の進行管理について		
意見の内容	平成29年度において実施工程（目標値）の進捗状況に遅れの認められた実施項目については、計画期間内において実施工程を達成するための方策を見直すなどされた。		
公表文該当 ページ	P9		
公表文への リンク	https://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/johokokai/kansa/kekka/teiki.files/teiki3008312.pdf		

指摘又は意見に対する措置

措置通知日	令和2年10月30日
所管課等	病院局
措置結果	<p>本件意見については、監査結果を受けて以降、実施工程（目標値）の達成を図るため、下記のとおり取組を行った。</p> <p>（１）メディカルスタッフのスペシャリストの育成について 医療の質の向上を図るとともに、病院機能を強化するために、個々の職員のスキルアップの視点も踏まえ、各職種において特定の専門性を必要とする業務に、必要な認定資格等の取得を促し、それらに従事する職員の育成に努め、令和元年度における認定資格等取得者累計数は95人となった。（平成29年度実績59人）</p> <p>（２）現年分収納率の向上について 現年分収納率の向上については、クレジットカード、IruCa決済等、多様な納付方法が選択できることを継続するとともに、来院時等における未納者への接触機会を増やすなど、回収促進に取り組み、令和元年度における現年分収納率は98.2%となった。（平成29年度実績97.2%）</p> <p>（３）高松市病院事業経営健全化計画への取組について 平成30年3月に「第3次高松市病院事業経営健全化計画（平成30（2018）年度～2020年度）」を策定し、その達成状況を取りまとめ、実績等を公表・報告することとした。</p>

監査結果（定期監査・行政監査）に基づく措置通知

措置通知No.

No.5

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査対象	令和元年度／都市整備局		
告示番号	高松市監査委員告示第4号	告示日	令和2年2月28日
区分	指 摘 【重 点】		
指 摘 の 項 目	行政財産の使用許可に当たり、許可期間が1か月以上のものは、「行政財産使用許可台帳」を作成しなければならないところ、作成していないもの		
指 摘 の 内 容	公有財産事務取扱規則等の遵守について周知徹底を図るとともに、課内（特に管理職員）のチェック体制を構築されたい。		
公表文該当 ページ	P24		
公表文への リンク	https://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/johokokai/kansa/kekka/teiki.files/teiki20200228.pdf		

指摘又は意見に対する措置

措置通知日	令和2年10月23日
所管課等	都市整備局 道路整備課用地室
措置結果	本件指摘事項については、「行政財産使用許可台帳」を作成するとともに、今後の使用許可手続に当たっては、公有財産事務取扱規則を遵守し、適正に事務手続が執行できるよう、業務マニュアルに記載したほか、決裁時に当該台帳を添付することについて、課内で情報共有した。

監査結果（定期監査・行政監査）に基づく措置通知

措置通知No.

No.6

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査対象	令和元年度／都市整備局		
告示番号	高松市監査委員告示第4号	告示日	令和2年2月28日
区分	指 摘 【重点】		
指摘の項目	行政財産の使用許可に当たり、許可期間が1か月以上のものは、「行政財産使用許可台帳」を作成しなければならないところ、作成していないもの		
指摘の内容	公有財産事務取扱規則等の遵守について周知徹底を図るとともに、課内（特に管理職員）のチェック体制を構築されたい。		
公表文該当ページ	P24		
公表文へのリンク	https://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/johokokai/kansa/kekka/teiki.files/teiki20200228.pdf		

指摘又は意見に対する措置

措置通知日	令和2年11月12日
所管課等	都市整備局 建築指導課
措置結果	本件指摘事項については、監査結果を受けて以降、「行政財産使用許可台帳」を作成し、係長会やリスクマネジメント会議を活用して、管理職員をはじめとする全職員への注意喚起を行うとともに、業務マニュアルに記載し、課内で情報共有することとした。

監査結果（定期監査・行政監査）に基づく措置通知

措置通知No.

No.7

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査対象	令和元年度／都市整備局		
告示番号	高松市監査委員告示第4号	告示日	令和2年2月28日
区分	指 摘 【重点】		
指摘の項目	行政財産の使用許可で、使用料を免除するに当たり、申請者から使用料減免申請書を徴していないもの又は徴していない明確な理由が示されていないもの		
指摘の内容	公有財産事務取扱規則等の遵守について周知徹底を図るとともに、課内（特に管理職員）のチェック体制を構築されたい。		
公表文該当 ページ	P24		
公表文への リンク	https://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/johokokai/kansa/kekka/teiki.files/teiki20200228.pdf		

指摘又は意見に対する措置

措置通知日	令和2年10月23日
所管課等	都市整備局 道路整備課用地室
措置結果	本件指摘事項については、使用料減免申請書を徴さず使用料を免除する場合、決裁伺い文に免除する理由及び根拠条文（行政財産の目的外使用許可に関する取扱基準8の3（3）ただし書）を記載することとし、確実に事務の執行ができるよう、行政財産使用許可台帳及び業務マニュアルに記載し、課内で情報共有した。

監査結果（定期監査・行政監査）に基づく措置通知

措置通知No.

No.8

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査対象	令和元年度／都市整備局		
告示番号	高松市監査委員告示第4号	告示日	令和2年2月28日
区分	指 摘 【重 点】		
指 摘 の 項 目	行政財産の使用許可で、使用料を免除するに当たり、申請者から使用料減免申請書を徴していないもの又は徴していない明確な理由が示されていないもの		
指 摘 の 内 容	公有財産事務取扱規則等の遵守について周知徹底を図るとともに、課内（特に管理職員）のチェック体制を構築されたい。		
公表文該当 ページ	P24		
公表文への リンク	https://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/johokokai/kansa/kekka/teiki.files/teiki20200228.pdf		

指摘又は意見に対する措置

措置通知日	令和2年11月12日
所管課等	都市整備局 建築指導課
措置結果	本件指摘事項については、使用料減免申請書を徴し、係長会やリスクマネジメント会議を活用して、管理職員をはじめとする全職員への注意喚起を行うとともに、業務マニュアルに記載し、課内で情報共有することとした。

監査結果（定期監査・行政監査）に基づく措置通知

措置通知No.

No.9

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査対象	令和元年度／都市整備局		
告示番号	高松市監査委員告示第4号	告示日	令和2年2月28日
区分	意見【重点】		
意見の項目	公有財産の財産種別について		
意見の内容	道路機能を有している土地については、行政財産として財産種別の変更を行い、適正に財産管理されたい。		
公表文該当 ページ	P29		
公表文への リンク	https://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/ijohokokai/kansa/kekka/teiki.files/teiki20200228.pdf		

指摘又は意見に対する措置

措置通知日	令和2年10月23日
所管課等	都市整備局 道路整備課用地室
措置結果	本件意見については、令和2年7月20日付けで普通財産から行政財産に財産種別の変更を行った。